

令和7年度「登録認定」について

令和7年2月27日（木）に各クラブからご提出頂いた申請書類①から⑩、登録認定リストを日本スポーツ協会へ提出いたしました。3月末日に宮崎県スポーツ協会へ登録認定書が届く予定です。

登録認定書は郵送にて各クラブへお届けいたしますので、よろしくお願ひします。



令和7年度「認証制度」について

令和7年1月31日（金）午後から日本スポーツ協会による総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度「認証制度」に関する説明が行われました。各クラブから認証申請書を宮崎県スポーツ協会へ提出した後は、日本スポーツ協会が直接対応することになるようです。

令和7年度は「部活動地域展開タイプ」のみの認証となります。スケジュールに関しては4月より受付が開始されます。日本スポーツ協会から申請の手引き、システム等が公開されましたら随時お知らせします。

部活動地域展開タイプ概要 認証申請条件と認証基準

2

★認証申請条件

- ①登録クラブであること
 - ②総合型クラブとして法人格を有していること
 - ③部活動の地域展開における、地域スポーツクラブの運営団体（※）を担っていること
- ※運営団体：各競技種目等の地域スポーツクラブ活動の全体を統括し、役割を担う団体

★認証基準

大項目	小項目	No.	認証基準
活動の質	ガイドラインの遵守	①	クラブの活動方針・活動計画等が、スポーツ庁や都道府県・市町村(特別区は市町村に準ずる)が定めるガイドライン等に準じている。
	ニーズの把握・反映	②	参加者のニーズ等を把握し、活動へ反映する仕組みや体制がある。
	指導の質の確保	③	適切な指導を行うために、指導者の質を確保している。
連絡・連携体制	関連団体との連携	④	自治体や学校との連携が取れている。
	連絡体制の確立	⑤	運営に必要な連絡系統を整備・管理している。
活動の継続性	収支計画の策定	⑥	継続して運営・活動を行うために、適切な収支計画を立てている。
リスクマネジメント	安全管理体制の確立	⑦	安全・安心な活動を提供するための方針や体制を整えている。
	保険の加入	⑧	クラブが、参加者等の怪我や活動時の事故等に備えたリスクマネジメントのために、必要な保険に加入している。

宮崎県総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付について

今年度「登録制度」登録基準細則の改定案の中に、

- ①日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名は日本スポーツ協会公認資格（ただし、スポーツリーダーは除く）を有している。
- ②クラブマネージャー、事務局員または役員の少なくとも1名は日本スポーツ協会公認クラブマネージャーまたはアシスタントマネージャー資格を有している。

という必ず満たすべき運用ルールがあります。移行措置として令和11年度登録申請時までは運用ルールを満たしていても不可としないとなっていますが、令和12年度登録申請時から移行措置を終了する事になります。

宮崎県総合型地域SC連絡協議会の支援補助金については、アシスタントマネージャー・クラブマネージャー取得希望者が優先的に利用することとなりますが、令和7年度から希望者が少ない場合は、公認スポーツ指導者資格取得に向けた補助に充てることができることと改定されましたので、できるだけ公平にすべてのクラブで活用されるように、令和12年度登録に向けて計画的にご利用いただきたいと思います。

【問い合わせ先】



クラブアドバイザー等配置事業は、スポーツ振興くじ助成を受けています。



公益財団法人 宮崎県スポーツ協会

Miyazaki Prefectural Sports Association

E-mail:miyazakiken-sc@miyaspokyo.or.jp (担当：村中)

TEL:0985-58-5633 FAX:0985-58-5630